

令和7年度秋田県獣医師修学生募集要項

秋田県では、令和7年度の獣医師修学生を募集しています

秋田県では、獣医学を専攻し、将来、本県の家畜衛生や公衆衛生の向上等のために、県機関の獣医師職員として勤務することを志望する獣医学生の皆さんを支援します。

■ 申込資格

大学で獣医学を履修する課程に在学し、卒業後に本県の獣医師職員として勤務する意思を持つ獣医学生が対象です。

■ 修学資金の種類

大学生A 秋田県産業動物獣医師修学資金（以下、「大学生A」という。）

将来、家畜衛生を実施する県機関（農林水産部の家畜保健衛生所、畜産試験場など）に秋田県の獣医師職員として従事する意志を持つ獣医学生が対象です。契約先は、NOSA I 秋田となります。

大学生B 秋田県獣医学生修学資金（以下、「大学生B」という。）

将来、家畜衛生や公衆衛生・動物愛護等を実施する県機関（農林水産部の家畜保健衛生所・畜産試験場又は生活環境部の食肉衛生検査所・保健所・動物愛護センターなど）に秋田県獣医師職員として従事する意思を持つ獣医学生、又は従事先（農林水産部又は生活環境部）を決めていない獣医学生が対象です。契約先は、秋田県となります。

■ 修学資金の内容

- 1 給付（貸与）金額
私立大学 月額18万円
国公立大学 月額10万円
- 2 給付（貸与）期間 契約締結以降から卒業まで（最長6年）
- 3 返還債務の全額免除条件
次の全ての事項を満たした場合、返還債務が全額免除になります。

大学生A

- ・大学卒業後2年以内に獣医師免許を取得すること。
- ・獣医師免許取得後1年以内に秋田県の家畜保健衛生所等に就業すること。
- ・修学資金給付期間の3分の5（国公立大の場合は2分の3）以上の期間、秋田県の家畜保健衛生所等に勤務すること。

大学生B

- ・大学卒業後1年6ヶ月以内に獣医師免許を取得すること。
- ・獣医師免許取得後、直ちに、秋田県の機関で獣医師の業務に従事すること。
- ・修学資金給付期間の3分の5（国公立大の場合は2分の3）以上の期間（ただし、当該期間が5年未満の場合には5年）、秋田県の機関に獣医師職員として勤務すること。

4 連帯保証人

大学生A 2名（父母がいる場合は、うち1名は父又は母であること）

大学生B 1名（成年者であること）

5 その他条件

休学・停学などの期間は給付（貸与）を停止します。また、途中で修学資金の利用を中止する場合は、契約解除・返還の対象になります。

■ 募集数

大学生 A 若干名（国からの割当による）

大学生 B 3 名

■ 申込手続

1 申込書類

- (1) 秋田県獣医師修学生申込書（様式第 1 号）
- (2) 自己紹介（様式第 2 号）
 - (1)(2) は、黒又は青のインク又はボールペンを用いて、直筆で楷書により全て記載してください。
- (3) 在学証明書（申込期限が属する年度の 4 月 1 日以降に発行されたもの）

2 申込書類の提出先

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県農林水産部畜産振興課 家畜衛生チーム 修学資金担当

3 申込期限

- 第 1 回 令和 7 年 4 月 3 0 日必着
 - 第 2 回 令和 7 年 5 月 3 0 日必着
 - 第 3 回 令和 7 年 6 月 3 0 日必着
 - 第 4 回 令和 7 年 8 月 2 9 日必着
 - 第 5 回 随時対応（最終期限：令和 7 年 1 1 月 4 日必着）
- ※ 第 2 回以降は、募集定員を満たしていない場合に限り、募集を継続します。

修学資金の初回支払日について

書類審査や契約の手続きに要する時間は、申込者の状況等によって異なるため、修学資金の初回支払いに関して特定の日付を設定していません。申込時に日程面のご要望をいただいた場合でも、そのとおりに応じることが難しい場合がありますので、予めご承知おきください。（但し、給付（貸与）額の計算期間には影響ありません）

修学資金の最新情報や申込書類様式のダウンロードはこちらから
美の国あきたネット「秋田県獣医師修学生の募集について」
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/11243>



■ 給付（貸与）までの大まかな流れ

- ① 本要項にある修学資金を検討する場合、予め秋田県農林水産部畜産振興課（以下「県畜産振興課」という。）へ電話又は電子メールでご一報ください。必要な手続きや募集枠の状況などについてお知らせします。
- ② 申込書類を簡易書留により郵送してください。
- ③ 県畜産振興課は、申込期限までに提出された申込書類を確認した後、面接を実施し、修学資金（給付）借受候補者の選考を行います。この際、必要に応じて、成績証明書等の追加書類の提出を依頼する場合があります。（面接方法は別途相談させていただきます。）
- ④ ③の選考結果を申込者へ書面により通知します。

以下、大学生 A と B で手続きが異なります。

大学生 A

- ⑤ 県畜産振興課は、修学資金の候補者となった旨を、申込者及びNOSA I 秋田へ通知します。また、NOSA I 秋田に対し、契約締結に向けた手続きを進めるよう要望します。
- ⑥ NOSA I 秋田は、候補者へ連絡・説明し、修学資金の申請手続きを依頼します。
- ⑦ 候補者は申請書類をNOSA I 秋田へ提出します。NOSA I 秋田は、申請書類に基づき審査を行い、給付決定を候補者へ文書により通知します。
- ⑧ NOSA I 秋田は、契約書の作成など給付契約締結ための準備を進めます。
- ⑨ NOSA I 秋田から契約書類が送付され、契約者及び連帯保証人の押印などを行ったうえで、契約書類を返送し、契約締結に至ります。
- ⑨ 給付契約締結後、初回の給付が行われます。

大学生 B

- ⑤ 県畜産振興課は、契約書の作成など給付契約締結ための準備を進めます。
- ⑥ 県畜産振興課から契約書類が送付され、契約者及び連帯保証人の押印などを行ったうえで、契約書類を返送し、契約締結に至ります。
- ⑦ 畜産振興課は、貸与契約締結のための手続きを進めます。（契約者及び連帯保証人の押印が必要となります）
- ⑧ 貸与契約締結後、県畜産振興課へメールで請求書を提出いただき、初回の貸与が行われます。（以後、毎月請求書の提出が必要です。）

■ 修学資金の返還

修学資金の給付（貸与）を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、修学資金を返還することとなります。詳細については、県条例や獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（農林水産省）等を御確認ください。

なお、修学資金を返還する場合は、原則として、給付を受けた修学資金の全部又は一部に返還利息を加えて、別途指定する期限までに一括で返還いただくことになります。（期限までに返還できない場合、延滞利息が追加で発生します。）

大学生 A 返還利息：10.95%

- ア 公社との契約が解除されたとき
- イ 大学卒業後2年以内に獣医師免許を取得できないとき
- ウ 獣医師免許取得後1年以内に秋田県の家畜保健衛生所等に従事しないとき
- エ 秋田県の家畜保健衛生所等に従事した期間が修学資金給付期間の3分の5（国公立大の場合は2分の3）に満たないとき

大学生 B 返還利息：10%

- ア 秋田県との契約が解除されたとき
- イ 大学卒業後1年6カ月以内に獣医師にならないとき
- ウ 獣医師となった後、直ちに秋田県の機関で獣医師業務に従事しないとき
- エ 秋田県の機関において獣医師の業務に従事した期間が修学資金給付期間の3分の5（国公立大の場合は2分の3）の期間（ただし、当該期間が5年未満の場合は5年）に満たないとき

■ 用語の違い

大学生 A は「獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程」を根拠規定とする「条件付き給付契約」のため「給付」、大学生 B は「秋田県獣医師修学資金貸与条例」を根拠とする返還免除条件のある「貸与契約」のため「貸与」と記載しています。

－ お問い合わせ・申込書類の送付先 －

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県農林水産部畜産振興課 家畜衛生チーム
獣医師修学資金担当

TEL: 018-860-1808 FAX: 018-860-3822

E-mail: kachiku@pref.akita.lg.jp